

役員報酬規程

社会福祉法人 常照福社会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人常照福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給するものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
評議員会への出席、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（2）理事

	日 額
理事会等会議への出席、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（3）監事

	日 額
監事監査等への出席、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（4）評議員選任・解任委員会（外部委員）

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5, 0 0 0 円